

旅館・ホテルの規制緩和について

○前回検討会資料に関する意見書

既存の旅館・ホテルも含めた規制の見直しに関しては、旅館・ホテルと共同住宅とで建築基準法や消防法における取り扱いが大きく異なることを踏まえ、均衡の取れたものとするべきと考える。(主な異なる点は以下のとおり)

1. 建築基準法

	ホテル・旅館・宿泊所等	共同住宅	備考
延床面積容積不算入	規定なし	共用の廊下・階段等の部分容積不算入 住宅地下室の容積率不算入	
内装制限	内装制限の緩和 100㎡以内ごとの準耐火構造の区画による緩和	内装制限の緩和 200㎡ごとの準耐火構造の区画による緩和	
排煙設備	排煙設備の免除 100㎡以内ごとの準耐火構造の区画による緩和	排煙設備の免除 200㎡以内ごとの準耐火構造の区画による緩和	
定期報告	次のいずれかに該当するもの ・ 3階以上の階にあるもの ・ 2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ・ 地階にあるもの	高齢者、障害者等の就寝の用に供し、かつ、次のいずれかに該当するもの ・ 3階以上の階にあるもの ・ 2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ・ 地階にあるもの	本年6月1日から施行

2. 消防法

	ホテル・旅館・宿泊所等	共同住宅	備考
防火管理	建物全体の収容人員が30人以上のもの	建物全体の収容人員が50人以上のもの	
スプリンクラー設備	延べ面積6000㎡以上のもの		主要構造を耐火構造とし一定面積以内で防火区画され、内装制限等の条件をみたく場合は免除規定あり
	4-10階で1500㎡以上の階		
	階数が11階以上のもの		
	地階・無窓階で1000㎡以上の階		
		11階以上の階	構造要件等による免除規定あり
自動火災報知設備	全て	延べ面積500㎡のもの	地階、無窓階等により面積要件が異なる
		11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備	地階で、床面積の合計が1000㎡以上のもの	必要なし	温泉施設等特定の施設にのみ設置義務あり
消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上のもの	延べ面積1000㎡以上のもの	消防機関への距離等による免除規定あり
非常警報器具・設備 (非常ベル・サイレン)	収容人員20人以上のもの	収容人員50人以上のもの	自動火災報知設備、非常放送設備の設置による免除規定あり
同上及び放送設備	収容人員300人以上または地上11階以上または地下3階以上のもの	収容人員800人以上または地上11階以上または地下3階以上のもの	
誘導灯・誘導標識	全て	地階、無窓階、11階以上の階	視認性等による免除規定あり
消防設備の点検報告	点検が年2回、報告が年1回	点検が年2回、報告が3年に1回	

3. 旅館業法

旅館営業	ホテル営業
「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。 (構造設備の基準(抜粋)) ・ 客室の数は、5室以上であること。 ・ 1客室は7平方メートル以上であること。	「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。 (構造設備の基準(抜粋)) ・ 客室の数は、10室以上であること。 ・ 1客室は、9平方メートル以上であること。